

経税部  
だより

# 運用開始から1年 マイナンバー制度の現状と今後の方向

税理士 疋田 英司

## マイナンバー制度の現状

マイナンバー制度が2016(平成28)年1月に運用開始され1年を経過した。この制度は、税や社会保障に関する情報や行政機関が共有するために作られたもので、個人情報保護法の特別法という位置付けから、厳しい安全管理措置や罰則規定が定められている。

番号制度の先進国である韓国や米国では漏えい、個人番号の収集をめぐる問題(リスクとコスト)が指摘されている。また、国税通則法は税務だが、番号法によれば番号の利用は「協力するよう努める」立場にある。個人番号利用事務実施者に提出する書類には、番号を記載するように定められた。これらの書類を提出する事業者(個人番号関係事務実施者)は、従業員などの個人番号を収集することが義務である(伝えられている)。

## 個人番号の収集をめぐる問題(リスクとコスト)

「国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に關し実施する施策に協力するよう努めるものとする」(番号法6条)と定めている。事業者が税務や社会保障に係る書類の提出は義務に過ぎない。このように事業者は個人番号を収集する義務はな

なく、国民にも提供義務はない。にもかかわらず、甚だしい番号提供の義務があるかのどく喧伝されている。しかし、制度設計の目的に關わらず、マイナンバーは事業者や国民が番号の利用を義務であるかのように喧伝され、安易な番号の提供や流通が行われている。

事業所に送付することの不安に加えて、特定個人情報保護法で送付することの自治体コストなど、あまりに重大な影響があるため対応に苦慮しているとの声が上がっている。このため、東京都中野区は個人番号を記載せずに対応することを取り決めた。東京都の全区でも、その方向で検討を始めたと伝えられている。

## 府下全事業者を特別徴収義務者に指定——課税通知書に全従業員の個人番号を表示して配布

従業員給与に係る所得税の源泉徴収は、従業員を雇用しているすべての事業所で行われている。従業員の個人住民税は、原則として源泉徴収を行っている事業者へ給与から源泉徴収するよう自治体(その事業者を特別徴収義務者に指定する)が細事業者は、その事務負担を考慮して指定から除外していた。しかし、大阪府は個人住民税の特別徴収を徹底するため、2018(平成30)年度から府内市町村が事業主を特別徴収義務者として一斉指定すると表明した。多くの事業所に、別紙のチラシが送付されている。従来は従業員数の少ない零細事業者へは特別徴収義務者への指定

## マイナンバーの今後の方向

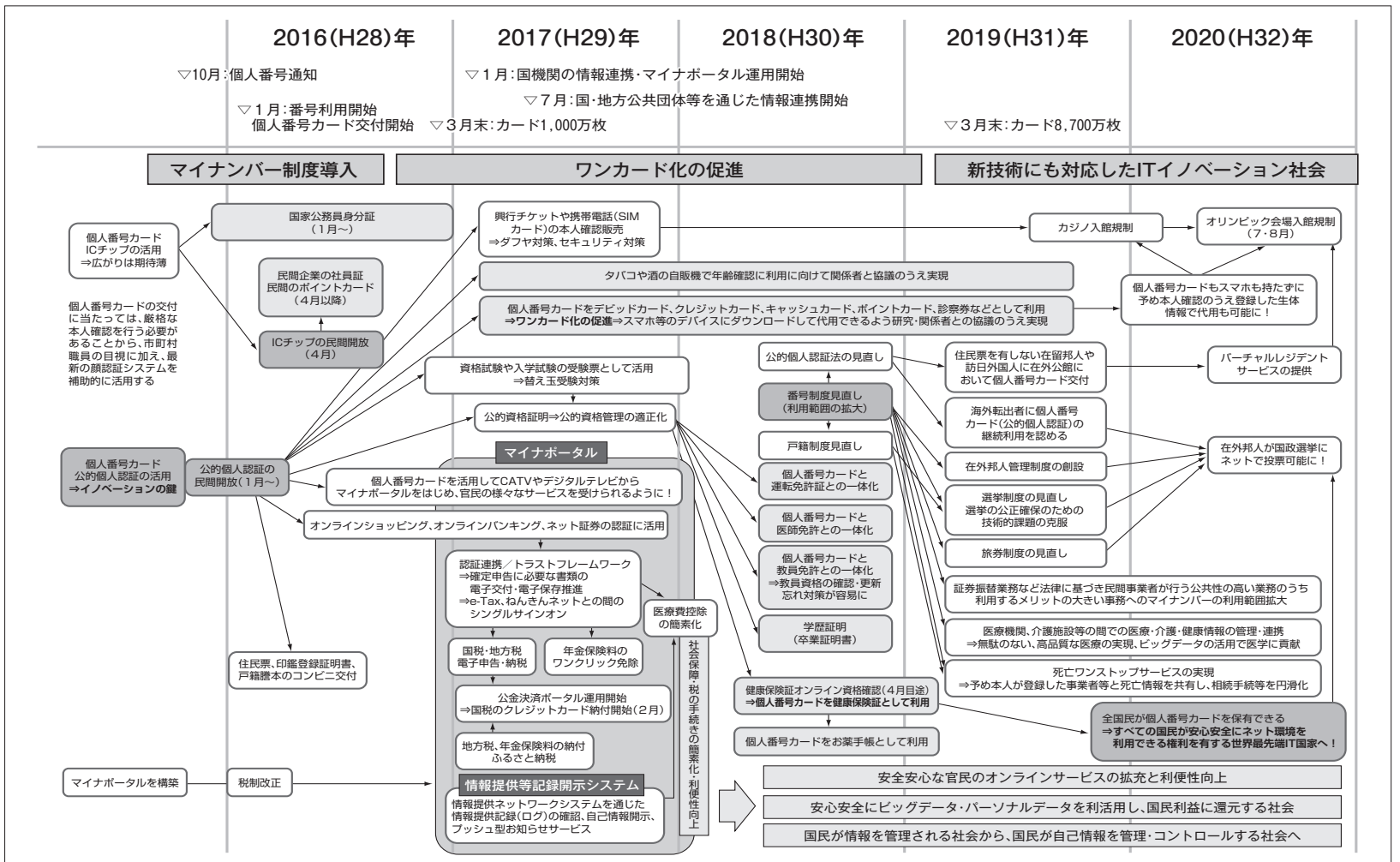
マイナンバー制度の活用推進計画案(下図参照)によれば、2018(平成30)年から官民のオンラインサービスを開始すると定めている。本来、税・社会保障・災害対策のための行政機関が個人を識別するための制度であったはずだが、その範囲を民間まで拡大する計画となっている。そして、2020(平成32)年には、インターネットを介して預金なども含めた個人情報共有すること、簡便に決済なども行える便利な社会が作られると計画されている。

マイナンバー制度の導入に際しては、個人情報共有の範囲を拡大すること、簡便に決済なども行える便利な社会が作られると計画されている。そして、2020(平成32)年には、インターネットを介して預金なども含めた個人情報共有すること、簡便に決済なども行える便利な社会が作られると計画されている。

## 前のめりの総務省——自治体の躊躇

実は、この施策に対し自治体の中でも不安の措置ができていない零細事業者が大半を占めている。安全な個人番号を管理する社会から、国民が自己情報を管理・コントロールする社会へ

図 内閣府「マイナンバー制度活用推進ロードマップ(案)」



後結びづく情報の広がり、その影響の重大さに比べて、政府や行政機関が導入した。しかし、人権の制限を始めており、世界的にも番号制度は縮小させる傾向にある。この点からも、前のめりなマイナンバー利用拡大の方向に大きな不安を感じずにはいられない。